

平成30年度事業報告

自 平成30年 4月 1日
至 平成31年 3月31日

公益財団法人長崎県暴力追放運動推進センターの事業については、センター定款第4条(事業)に基づき実施しました。

業 種	事 業 内 容	事 業 実 施 結 果
広 報 啓 発 事 業	(1) 暴力団排除資料等の作成 配布等 ○ 広報媒体の活用 ○ 各種会議・会合等の活 用	① 機関誌等の作成配布 当センター発行の機関誌「暴迫ながさき52号・53号」を合計6,000部作成し、関係機関団体、賛助会員をはじめ不当要求防止責任者講習会、各種会議等で配布して広報を実施した。 ② フロントマスクの掲出 年末年始の約1か月間(平成30年12月1日～平成31年1月3日)、県下一円を走行する県営バス・長崎バス・島鉄バス・西肥バス・五島バスの合計129台の路線バスに「暴力追放」のフロントマスクを掲出して広報を実施した。 ③ 路線バスによるワンマンCM 県内都市部の乗車率が高い路線バス4社(県営・長崎・佐世保市営・西肥)に対し、年間を通して不当要求防止責任者講習や暴力相談受付の車内アナウンスによる恒常的な広報を実施した。 ④ 公的機関の広報媒体を活用した広報 一般市民が多数利用する市役所で公的媒体を活用しての暴力団追放三ない運動の実践等について広報した。 ・長崎市役所公用共通封筒(58,000部) ・佐世保市役所公用窓口封筒(35,000部) ・大村市役所公用共通封筒(44,000部) ⑤ テレビCM NCC杯少年柔道大会放送(H31. 2. 25)及び3月中のNCCテレビで18回の暴力追放CMを実施した。 ⑥ カレンダーの作成 暴力団追放三ない運動標語及びセンター名、ロゴマーク入り特製カレンダー(平成31年版)を220部配布し暴力追放意識の高揚普及に努めた。 ⑦ 暴力追放広報啓発用品の作成・配付 暴迫センター紹介三つ折りパンフレット、「暴力団三ない運動+1」タオルなどを作成、機会を捉えて広く県民に配付し、暴力追放の広報啓発を図った。

	<p>(2) 暴力団排除条項等導入についての広報</p> <p>(3) インターネットホームページの充実</p> <p>(4) 賛助会員の拡大</p> <p>(5) 地域安全・暴力追放運動「安全・安心まちづくり長崎県大会」の開催</p>	<p>不当要求防止責任者講習、各種会議、研修会等を通じて、長崎県暴力団排除条項導入促進に努めた。</p> <p>情報提供時の誓約書様式用紙の掲載をはじめ、県民の利便性のある情報の掲載や情報公開の一層の推進など内容の充実に努めた。</p> <p>あらゆる機会を通じてその拡大に努め、平成30年度は、170会員の賛助会員を獲得した。 (平成29年度 162会員)</p> <p>また、当センターのシンボルマーク入り「暴追会員之証」は賛助会員に、また「暴排ステッカー・ポスター」等は行政機関、各種企業、暴排組織等に配布して、暴排思想の高揚普及を図った</p> <p>平成30年10月10日、大村市の「シーハットおおむら（さくらホール）」において、「安全・安心まちづくり長崎県大会」（約500人参加）を開催した。</p>
<p>暴排組織の支援事業</p>	<p>(1) 民間暴排組織が行う暴排キャンペーン等の支援</p> <p>(2) 企業研修会、各種会議等における支援活動</p> <p>(3) 視聴覚資材の貸出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会 ・ 縁切同盟「長崎解縁隊浦上」結成式 ・ 浦上地区暴年末暴排キャンペーン <p>に参加、ウエットティッシュやミニのぼりなどの暴力追放広報啓発用品を配付するなど民間暴排組織の支援を行った。</p> <p>県下各地区暴力追放運動推進協議会や自治体（長崎県、長崎市、西海市）及び民間等暴排団体（警察銀行連絡協議会、社明協、損保警察連絡協議会、西九州関連工事協議会、新幹線関連工事協議会、証券警察連絡協議会、長崎企業等安全対策懇話会、暴力追放公共企業体長崎地区協議会等）の総会、研修会等に出席し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種暴排資料 ・ 当センター発行機関紙「暴追ながさき」等を提供、さらには ・ 暴排講話等の支援活動 <p>を行い暴排意識の高揚、醸成を図った。</p> <p>平成30年度 暴排研修会等 25回 919人参加 (平成29年度 25回 876人参加)</p> <p>各企業、暴排組織等からの要請に基づき視聴覚資材「暴排DVD」を貸出し対応要領の習熟等を図った。</p> <p>平成30年度 5回貸出（平成29年度 6回）</p>
<p>暴力相談</p>	<p>(1) 暴力相談の積極的な受理と早期解決</p>	<p>暴排広報と併せて暴力相談についての広報を積極的に行い、面接・電話・文書等での相談を受理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受理体制 <p>暴力追放相談委員 7人</p>

<p>事業</p>	<p>(2) 民暴事案に対する暴追センター、弁護士、県警による連携チームでの対応</p> <p>(3) 企業診断</p>	<p>事務局職員 2人 弁護士 4人 少年指導委員 1人</p> <p>・受案件数 平成30年度 131件（平成29年度 162件）</p> <p>民事介入暴力相談に対しては、当センターで適切な処理を行うとともに、委嘱相談委員の弁護士に専門的立場からアドバイスを受けるほか、必要に応じて民暴弁護士の紹介を行い迅速な解決を図り、保護の必要性を含めた警察との連携等適切な処理を図っている。</p> <p>企業対象暴力被害を防止するために相談を基に企業診断を実施することとしているが、平成30年度の企業診断はなかった。</p>
<p>少年に対する暴力団の影響を排除する事業</p>	<p>(1) 関係機関・団体との連携強化</p> <p>(2) 教育関係機関への働きかけの実施</p>	<p>平成30年10月23日開催の被害者支援連絡協議会実務担当者会議及び同年11月20日開催の被害者支援連絡協議会総会に参加、関係機関との連携を図った。</p> <p>H31. 2. 25テレビ放映された「NCC杯少年柔道大会」及びH31. 3月中のNCCテレビで18回暴力団排除のコマーシャルを流し、暴力団の害悪性を訴え、少年達への入口対策を実施した。</p>
<p>暴力団離脱者支援事業</p>	<p>(1) 「暴力団離脱者社会復帰対策連絡会」等の開催による関係機関との連携</p> <p>(2) 離脱者雇用事業者への給付金支給等による支給事業の推進</p>	<p>① 暴力団離脱者社会復帰対策連絡会の開催 暴力団離脱者の社会復帰対策を助ける活動として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月19日 「暴力団離脱者社会復帰対策連絡会総会」を開催し、警察・職安等関係行政機関との連携強化した。 また、平成30年7月30日、31日の両日福岡県で開催された「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」協定都府県協議会に参加し、その取組等について研修した。 <p>② 協賛会員14社への個別訪問と協力依頼を実施した。</p> <p>離脱者雇用給付金、支援金支給実績はなかった。</p>

	(3) 離脱に向けた指導・相談の受理、社会復帰の支援	<p>① 暴力団受刑者への指導教養 長崎刑務所、佐世保刑務所と連携し、服役中の暴力団組員で離脱意志を有する組員を対象として離脱・社会復帰についての指導教養等を実施した。 ・平成30年7月9日 長崎刑務所 対象6人</p>
暴力団事務所使用差止請求事業	(1) 適格団体としての体制の確立と県民に対する広報 (2) 財政基盤確立	<p>① インターネットホームページによるトップページの「お知らせ」欄に当センターが、暴対法上の適格団体として住民になりかわって暴力団事務所使用差止めの代理訴訟ができる旨継続広報中である。</p> <p>② 不当要求防止責任者講習での講話をはじめ、暴排関係の各種会議、研修会等において広報を実施した。</p> <p>③ 平成30年度の組事務所使用差止訴訟なし</p> <p>H30年度は、特別寄附金50万円を差止請求等費用運営資産（特定資産）に組み入れ、資産合計1,250万円を保有</p>
不当要求防止責任者講習事業	(1) 暴排講習 ○ 選任事業所の拡充 (2) 公務員講習、行政研修の支援	<p>① 講習の充実 3年に一度の定期講習、不当要求防止責任者選任時の選任時講習を実施するとともに、一般事業所に対しても複数選任制を指導し、早期の受講を促した。(H30年度末現在 4,748事業所 5,267不当要求防止責任者が登録)</p> <p>② 講習結果 講習回数 24回 受講者 1,227人 (平成29年度 25回 受講者1,392人)</p> <p>自治体等からの要請に基づく公務員(行政研修)を実施した。 ・6/15新上五島警察署職場教養(40名) ・8/27西海市役所研修(50名) ・8/31南島原警察署職場教養(12名) ・9/28長崎市役所新任所属長研修(25名)</p>
不当要求情報管理機	公営競技場・証券業界への暴力団排除活動支援	<p>① 不当要求情報管理機関のモーターボート競走保安協会九州支所大村競艇場と緊密な連携を図り、「暴力団追放三ない運動+1(7)」暴排ポスターの掲出、並びに各種暴排資料を提供して暴排活動を支援した。</p> <p>② 競艇開催期間中、競艇場出入口及び会場電光掲示板に「暴力団追放三ない運動+1(7)」「不当要求断固拒否」等の暴排標語等を掲出しての</p>

関の援助事業		<p>広報した。</p> <p>③ 平成30年9月4日証券警察連絡協議会での研修と情報提供を行った。</p>
被害者の保護救済事業	<p>(1) 被害者への見舞金の支給</p> <p>(2) 民事訴訟等の支援</p>	<p>不当要求防止責任者講習をはじめ、暴排関係の各種会議、研修会等において見舞金の支給、民事訴訟等の支援について広報を実施するもともに、警察本部犯罪被害者支援室との連携を強化した。</p> <p>被害者への見舞金の支給は、平成30年度実績なし。</p> <p>平成30年度実績なし。</p>
少年指導委員研修事業	少年指導委員の研修	<p>警察本部少年課と連携の上、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月5日佐世保地区(13名) ・平成30年7月23日長崎地区(32名) <p>の少年指導委員に対する研修を実施し、暴力団の勧誘や加入強要等の不当な行為の防止活動に必要な知識等を養うことを目的として、暴排講話及び少年を暴力団から守るリーフレットを提供し暴排意識の高揚を図った。</p>
その他調査研究情報収集事業	<p>(1) 暴排研修、情報収集活動</p> <p>(2) 暴力団に関するモニターの資質向上と情報の活用</p> <p>(3) 暴力団に関する情報収集及び研究</p>	<p>不当要求防止責任者講習受講者を対象に不当要求を受けた事実の有無等についてアンケート調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度受講者 1,227人 ・回答総数 1,202人(回答率97.96%) <p>アンケート調査の結果は、「暴迫ながさき」に掲載し、情報の共有を図ることとしている。</p> <p>現在、長崎市に2人、佐世保市1人、五島地区1人の計4人に委嘱している暴力追放モニターの資質向上及び地域における暴力団等の動向等について情報交換を実施するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月25日「第7回暴力追放相談委員及び暴力追放モニター研修会」を長崎市内のホテルで開催した。 <p>① 長崎県民事介入暴力事案対策研究会の開催三者協定に基づき警察・弁護士会・暴迫センターが、暴力団排除活動等について平成31年2月18日協議研究を行った。</p> <p>② 九州管区内等における民暴研究会等への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月8日 民事介入暴力対策京都大会・暴迫大会視察 ・平成30年7月12日 九州ブロック暴迫連絡協議会定例会

- ・平成30年11月2日
民事介入暴力対策新潟大会・暴追大会視察
- ・平成31年3月5日
九州ブロック民暴研究会

③ 研修会等への出席

全国暴追センター主催の各種会議、研修会に出席して職員の資質・技術の向上、あるいは他県職員との暴力団対策についての情報交換等を実施した。

- ・平成30年5月9日
相談・講習担当者等研修会
- ・平成30年10月19日
専務理事・事務局長研修会